

清須市監査委員公表第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき、定期監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果について次のとおり公表する。

平成29年12月2日

清 須 市 監 査 委 員 黒 川 了 一

清 須 市 監 査 委 員 村 瀬 勝 哉

定期監査結果報告書

地方自治法第199条第4項の規定に基づき、次のとおり監査を実施しました。

第1 監査を実施した監査委員

黒川 了一
村瀬 勝哉

第2 監査の種類

定期監査

第3 監査の概要

(1) 監査の実施期間及び対象部局課・対象期間

①企画部人事秘書課、総務部防災行政課

対象期間：平成29年4月1日から平成29年7月31日までの所管事務

実施期間：平成29年9月1日から平成29年9月22日まで

②総務部税務課、市民環境部市民課、市民環境部生活環境課

対象期間：平成29年4月1日から平成29年8月31日までの所管事務

実施期間：平成29年10月1日から平成29年10月25日まで

(2) 監査の方法

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について、各課に共通する収入・支出事務、契約事務、補助金交付事務などの財務事務及び個別の事務事業において、それぞれ抽出による関係書類や監査資料等を調査するとともに、関係職員から説明を聴取して、事務事業の執行が適正かつ合理的・効率的に行われているかどうかを主眼として監査を実施した。

第4 監査の結果

監査を実施した範囲においての各所管の事務事業の執行処理状況については、おおむね適正に行われていると認められた。

なお、一部において是正・改善を要する軽微な事項については、その都度、監査の対象部局課に対し、是正指導を行った。各所管の事務事業の内容及び監査の結果について主なものは、次のとおりである。

1 企画部人事秘書課

主な所管の事務は、秘書、栄典、表彰、市広報、市政の啓発・宣伝、ホームページ運用、職員の服務、採用、人事、給与、派遣及び研修に関する事務である。

人材派遣委託業務等、備品購入、その他契約文書及び事務事業について審査したと

ころ、法令等の手続きにより適正に処理されていると認められた。

また、負担金についても予算の定めにしたがい適正に執行されていると認められ、特に記すべき事項はない。

2 総務部防災行政課

主な所管の事務は、地域防災計画、災害対策、消防団、交通安全、防犯の啓発及び推進、公告式、議案の調整、例規・文書、情報公開及び地域自治振興、選挙に関する事務である。

業務継続計画策定支援業務等、工事、その他の契約文書及び事務事業について審査したところ、法令等の手続きにより適正に処理されていると認められた。

また、補助金、負担金及び交付金についても予算の定めにしたがい適正に執行されていると認められ、特に記すべき事項はない。

3 総務部税務課所管

主な所管の事務は、個人市民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税、法人市民税、市たばこ税の調査及び賦課に関する事務である。

固定資産土地評価業務等、賃貸借、その他の契約文書及び事務事業について審査したところ、法令等の手続きにより適正に処理されていると認められた。

また、負担金についても予算の定めにしたがい適正に執行されていると認められ、特に記すべき事項はない。

4 市民環境部市民課所管

主な所管の事務は、戸籍事務、住民基本台帳事務、市民サービスセンターに配置された部署の業務の受付に関することである。

戸籍総合システム・ブックレス保守委託等、賃貸借、備品購入、その他の契約文書及び事務事業について審査したところ、法令等の手続きにより適正に処理されていると認められた。

また、交付金、行政財産の目的外使用についても予算の定めにしたがい適正に執行されていると認められ、特に記すべき事項はない。

5 市民環境部生活環境課所管

主な所管の事務は、環境保全、廃棄物対策に関することである。

可燃ごみ収集運搬等、工事、その他の契約文書及び事務事業について審査したところ、法令等の手続きにより適正に処理されていると認められた。

また、負担金及び補助金についても予算の定めにしたがい適正に執行されていると認められ、特に記すべき事項はない。

第5 監査のまとめ

他の事務も含め、予算決算会計規則、契約規則、物品管理規程を始め職務権限規程、各種事務処理要綱、取扱要領、基準等の規程に基づく、基本的な事務手順の再確認を徹底し、適正な事務処理、執行に努められるよう求めます。